

随ずいそう想



女優

こんの みさこ
紺野 美沙子

好きから生まれる事

「演じる」ことを生業にして、早や30年以上になる。年数だけを見ると、いつの間にか中堅からベテランの域に入っている自分がある。こんなにも長く続けることが出来たのは「好き」という思いからだと思う。スタッフ・出演者がひとつになって作品を創り上げる過程が好き、演劇や朗読の舞台に立って客席と一体感が生まれる瞬間が好き、などこの仕事が好きなのだ。

「将来は演じ手になりたい」

そんな夢を抱いたきっかけは、小学5年生の時のクラブ活動である。ものごころつく頃から音読が好きで、迷わず演劇クラブに入部をした。その年の神奈川県演劇コンクールに出場することが決まっていた、新入部員の5年生と6年生全員が小さな会議室に集められた。上演作品の森鷗外作「安寿と厨子王(山椒大夫)」の脚本を順番に声に出していく。後でわかったのだが、これは顧問の先生による配役オーディションだった。奇跡的に「安寿」の役に選ばれた私は、厨子王役の憧れの上級生(ちなみに女性でした)をはじめ全員で連日稽古に励んだ。顧問は「奇跡の人」のアニー・サリバン先生のように熱心で厳しい女の先生で、とにかくよく叱られた。「こんなセリフも言えないなら、今日はもう帰りなさい!」。時にはふがいない自分に涙しながらも、皆と励まし合い支え合いながら、発表の日を迎えた。

11歳の私は生まれて初めて本格的な演劇の舞台に立ち、仲間と心を合わせて一つの目標に向かった達成感に包まれていた。「また舞台に立ちたい」。その思いを持ち続け、今に至っている。

昨年秋、母校の創立50周年を祝う会で久しぶりに演劇クラブの恩師と再会した。先生はご高齢のため、車いすでのご参加だったが、ごく内輪での昼食会の席で先生は、ささやくような小さな声で「こみち」という児童文学の朗読を披露して下さいました。例えば、教師の職を辞した後も長く、演劇や読み聞かせなどの活動に携わっていらしたという。心から演劇を愛する先生から人生の始まりの時期に教を乞うことが出来て、なんと有難いことかと改めて思った。本気の大人と出会うことで、子どもは己の道を見つけることが出来るのだと思う。

「好きなことを一生懸命やって喜んで下さる方がいたら嬉しい」

その思いで現在、朗読の活動をしている。そして、子どもたちや先生方にも「自分の声」にもっと関心を持って頂きたいと思っている。唯一無二、世界にたった一つの自分の声をもっと知り、自分の声を好きになって欲しい。声に自信を持つことは自分に自信を持ち「好き」になることにもつながると思う。さあ、一緒に声を出してみませんか?

A Reason for Living



「つながり」は生きる原動力

NPO法人ふれあいほうむ“どうぞ”は、有償ボランティアの市民団体からスタートしました。小規模作業所、NPO法人へと歩み、年齢、障害、男女にとらわれず「ハイ・どうぞ」というランチ・配食・喫茶の店を拠点に、地域とのつながりを作りながら活動しています。

1 活動を始めたきっかけ

小学校教諭として20歳から教壇に立ち、仕事に手ごたえと達成感も得てきました。しかし、4校目の勤務の時に実父が事故に遭い、その後寝たきりの状態となりました。そのため実家では、母が一人で父と祖母を介護するという状況が続きました。私はその時、40代後半で仕事や三人の娘の子育ての中、親身になって母の介護の手助けができませんでした。その後、二人が亡くなり、手助けできなかったことへの後悔に苦しみました。そして、「自分が困った時に手助けがしてもらえる」そんなグループ・団体があれば母の介護も少しは助かったかもしれないし、私自身もこれから手助けしてもらいたい立場になっていくと思いました。この思いをなんとか現実にしたいと考え始めて、「さわやか福祉財団」の堀田力代表の活動にたどりついたのです。

平成10年に仲間6人と地域の人が自発的に集まって活動してもらう市民相互型の有償ボランティア「ふれあいほうむ“どうぞ”」をスタートさせ、その2年後に教員生活にピリオドを打ちました。

2 作業所の立ち上げ

その頃は、介護保険制度もなく、介護や子育ての依頼がありました。中でも気になったのが障害のある子の

親からの悲痛な声でした。特に会員の中に障害者の親がいて、作業所がなかなか決まらない思いを打ち明けられていました。

年齢、障害の有無、男女を問わず一緒に集い活動できる場を作りたいと思いました。資金作りのためフリーマーケットやイベントを重ねてきましたが、それらの活動で得た資金では作業所はできず、その子が作業所に通う年齢が過ぎてしまうという現実でした。悩んだ末、「ふれあいほうむ“どうぞ”」内に作業所を新設することを提案しました。

3 町家での「ハイ・どうぞ」オープン

平成17年4月に通所者二人から作業所がスタートしました。スタッフは全員ボランティアで、「ふれあいほうむ“どうぞ”」事務所内の作業所の誕生です。

スタッフは、仕事を見つけることも通所者との関わり方も初めての経験にトラブル続きでした。この間に考えていたことは、「障害を理解してもらうには地域の人たちの理解と、障害のある人と自然に接することができる環境作りだ」ということでした。そのような中、近くの町家と出会い、そこをランチ・配食・喫茶の店「ハイ・どうぞ」にすることになりました。資金はカンパや融資など、みなさんの力を借りました。

平成18年4月にNPO法人・小規模作業所認定を

元京都市立小学校教諭
NPO 法人ふれあいほうむ “どうぞ”
理事長



こばやし けい こ
小林 敬子

受けることができ、通所者の仕事も広がりました。職員・ボランティア50人ほどのスタッフによって活動をしています。

4 作業所5周年記念事業「^{とがのおこうえん} 梅尾公園 ふれあいまつり」から地域へ

私たちの活動の中に、通所者が近くの独居のお年寄りのお宅や、大学の職員の方の昼食としてお弁当を届けるということがあります。このようなことから地域の方々に、障害者に対する理解を広めていくことが大切だと思いました。そこで、作業所の近くの「梅野公園」で地域のいろいろな立場の人が一緒になり作業所の5周年記念事業として、「ふれあいまつり」を開催することとしました。

「梅野公園ふれあいまつり」実行委員として関わってくださった方々は、子育てグループの母親や近くの大学の学生さん、町内に住んでおられる会社員の方など、「ハイ・どうぞ」のランチのお客さんでした。

実行委員会では会議を重ね、舞台や模擬店、子ども遊びなどを計画し、当日は地域のみなさんとともに盛況裡に開催することができました。

5 二条駅かいわいまちづくり 実行委員会発足

ふれあいまつりの実施をきっかけに、実行委員会のメンバーのみなさん方も自分たちが住んでいる地域のことを考え始めました。そして、人の優しい顔の見える地域にしていきたいとの思いが結実し、次年度に、「二条駅かいわいまちづくり実行委員会」が発足しました。月に1回の会議で無理なくできることからしていこうと「地図作り」、「土曜マルシェ」、「歴史散歩」、「ちびっこひろ

ば」などに取り組んでいます。

6 これからの課題

小規模作業所として京都市より認定を受け活動してきましたが、平成24年度から障害者自立支援法の改定により、自主運営を迫られることになりました。

この2年間は、運営してこられましたが、私や他の理事がボランティアとして行っている活動であり、職員として給料支給対象からはずれての成立です。この現状では、次世代に会や活動を引き継いでもらうことは難しいかもしれません。後継者の育成とともに運営の再検討を考えていかなければなりません。

7 次への自分へ

現在の通所者の「居場所」として、この「ハイ・どうぞ」が存続できる体制を考えていくと同時に、私自身の立つ位置を考えていく必要があると思っています。

会の責任を譲っていったときに、次に「自分が生かせる生き方」を問い、楽しみながら“死ぬまで現役”でいられる活動を求めていきたいと思っています。



町家を借りたランチ・配食・喫茶の店「ハイ・どうぞ」

Health

気になる体のしびれ



「しびれ」は、正座や腕枕で起こる一時的なものから、病気によって起こるものまであります。注意を要するのは、重大な病気が隠されているしびれです。気になる症状がある場合は、早めに専門医に相談し適切な治療を受けるようにしてください。

1 しびれにもいろいろある

「しびれ」とは、自覚的な感覚の異常をいいます。自覚的な症状だけに、感じ方や受け取り方は人によってさまざまです。

何もしないのに、ビリビリしたり、ジンジンしたり、あるいはちょっと触られたただけなのに異様な感覚を覚えたりするような異常感覚をしびれと表現します。軽い麻痺があって動きが悪いことをしびれと表現する人もいます。

また、手足の冷えとしびれを感じることもあります。これは手足を流れている動脈に病気があったり、循環不全のために冷えたり、しびれを感じたりします。

このように一口にしびれといってもさまざまな病態が含まれています。中には重症な病気の兆候であることもあり、注意してほしいと思います。

2 しびれはなぜ起きる？

私たちの皮膚や筋肉が「つねられる」「冷たいものに触れる」などの刺激を受けると、この感覚情報は末梢神経（知覚神経）から脊髄を通り、脳へと伝わり、脳で感覚を感じるようになります。この通り道のどこかで障害があると、異常な刺激として脳が処理し、しびれとして感じるようになります。

しびれの原因となる障害は、「神経障害」と「血行障害」に大きく分けることができます。どちらも一時的な圧迫な

どで起こる場合と、病気によって起こることがあります。

一時的な圧迫の多くは日常生活でもよく経験します。例えば、正座を長く続けたり、肘をぶつけたり、腕枕で寝込んだりすると、足や手がしびれます。これは一時的に血流が障害されたり、神経が圧迫されるため、しばらくすると改善します。

しびれの原因となる病気としては、末梢神経、脊髄神経、脳、血管の異常を起こす病気などがあります（表）。

表. しびれの原因になる代表的な病気

| | |
|--|--|
| まっしょうしんけいしつかん 末梢神経疾患 | |
| 単一の神経障害 | しゅこんかんしやうこうぐん きやうかくてくちしやうこうぐん 手根管症候群、胸郭出口症候群 |
| 多発的な神経障害 | 代謝障害－糖尿病、尿毒症 栄養障害－ビタミン欠乏症 中毒－キノホルム、ヒ素、薬物 感染－ウイルス感染症 こうげんびやう たはつどうみやくえん 膠原病－多発動脈炎 悪性腫瘍 遺伝性 |
| せきつい せきずいしつかん 脊椎・脊髄疾患 | |
| けいつい 頸椎の病気 | へんけいせいけいついしやう けいついしつかんぼん 変形性頸椎症、頸椎椎間板ヘルニア |
| やうつい 腰椎の病気 | 変形性腰椎症、腰椎椎間板ヘルニア、 せまぢゆうかんきやうさくしやう 脊柱管狭窄症 |
| 脊髄の病気 | 脊髄腫瘍、多発性硬化症 |
| 脳疾患 | |
| 脳出血、脳梗塞、脳腫瘍、脳炎、神経変性疾患 | |
| 血管疾患 | |
| へいそくせいどうみやくこうかしやう バージャー病、閉塞性動脈硬化症、レイノー症候群 | |

東京医科歯科大学 医歯学教育システム研究センター長
大学院医歯学総合研究科臨床検査医学分野教授

な ら のぶ お
奈良 信雄



しびれが長く続いたり、繰り返したり、麻痺や言語障害などのほかの症状を伴う場合は、病気が考えられます。神経内科、整形外科、脳神経外科などを受診し、原因を明らかにして適切な治療を受けるようにしてください。

3 しびれは体のどこに起こるか？

しびれは神経や血管の異常が原因で起こります。神経も血管も全身に張り巡らされているので、しびれは体のどこに起こっても不思議ではありません。ただ、手や足に感じる人が多いと思います。また、1か所だけのこともあれば、同時にいろんな部位にしびれを感じることもあります。手や足が片側だけでなく、両側に起こることもあります。

4 特に注意したいしびれとは

長く正座した後に足がしびれるような場合には、正座を止めてしばらくすると回復します。これはどなたにも起こり、一時的なものですから、心配することはありません。

もしも、血管の病気によって正座のときのように血管が圧迫されて血行が障害されるような状況が、長く続き、しびれが起きているとすれば問題です。例えば動脈硬化によって血管が細くなり、長期にわたって血行が悪くなれば、しびれが長く続くでしょう。この場合には早めに専門医を受診し、適切な治療を受けて血行をよくしなければなりません。

しびれでも特に注意を払う必要があるのは、次のような場合です。

・麻痺や言語障害を伴う

体の片側にしびれがあり、麻痺や言語障害のあ

る場合は、脳出血や脳梗塞など、脳の病気が疑われます。早めに医療機関を受診してください。また、しびれや麻痺などが徐々に現れる場合、脳腫瘍なども考えられます。

しびれが長く続き、かつ麻痺や言語障害などを伴う場合には、神経内科、脳神経外科などの専門医を受診してください。

・しびれが長時間続いたり、繰り返す

血管は酸素や栄養素を全身に運ぶまさしくライフラインです。これが動脈硬化などによって流れが悪くなれば、血液の供給を受ける部位が死滅しかねません。壊死とよばれ、切断しなくてはならないことすら起こり得ます。

しびれが長時間続いたり、繰り返す場合には、血行障害の可能性があります。循環器内科や血管外科などを受診してください。

・しびれが段々と強くなる

例えば血行障害が長く続いたり、脳梗塞が進行すれば、しびれの場所が広がったり、次第に強くなったりします。それだけ重症の病気の可能性がありますので、早めに神経内科や血管外科などを受診してください。

・しびれ以外の症状がある

しびれのほか、麻痺や感覚異常がある場合には、脳や脊椎の異常が原因で神経が障害されている可能性があります。神経内科、脳神経外科、整形外科など、しびれの部位に応じて専門医を受診する必要があります。

次ページへつづく

また、局所が冷たくなったり、青白くなっているのは、血行障害の可能性がります。バージャー病という病気では、歩き始めは何でもないので、歩き続けると脚がしびれ、痛くなり、歩けなくなります。この状態を「^{かんけつはこう}間欠跛行」といい、バージャー病に特徴的です。喫煙が影響することが多いので、きっぱりと禁煙すべきです。

・しびれの範囲に特徴がある

頸椎の病気では、首から肩や腕にかけてしびれが出ます。腰椎の病気では腰から下肢にかけてしびれが出ます。このような特徴のあるしびれがあれば、整形外科や神経内科に相談することが望まれます。

5 しびれの診断の進め方

しびれはすでにお話したように、いろいろな病気がキッカケになり得ます。このため、原因を正しく見極め、それに応じた適切な治療を受けることが大切です。

まずは、しびれの原因が神経の障害か、血管の障害か

を見極め、それぞれの病気を診断することが治療を行ううえで大切になります。(図)。

末梢神経の病気が疑われる場合には、筋電図検査、神経伝導速度検査などが行われます。これらは神経内科か整形外科で相談するとよいでしょう。

脊椎・脊髄の病気が考えられる場合には、エックス線検査、CTまたはMRI検査、髄液検査、血管造影検査などが行われます。これらの検査と診察は、主に整形外科で行われます。

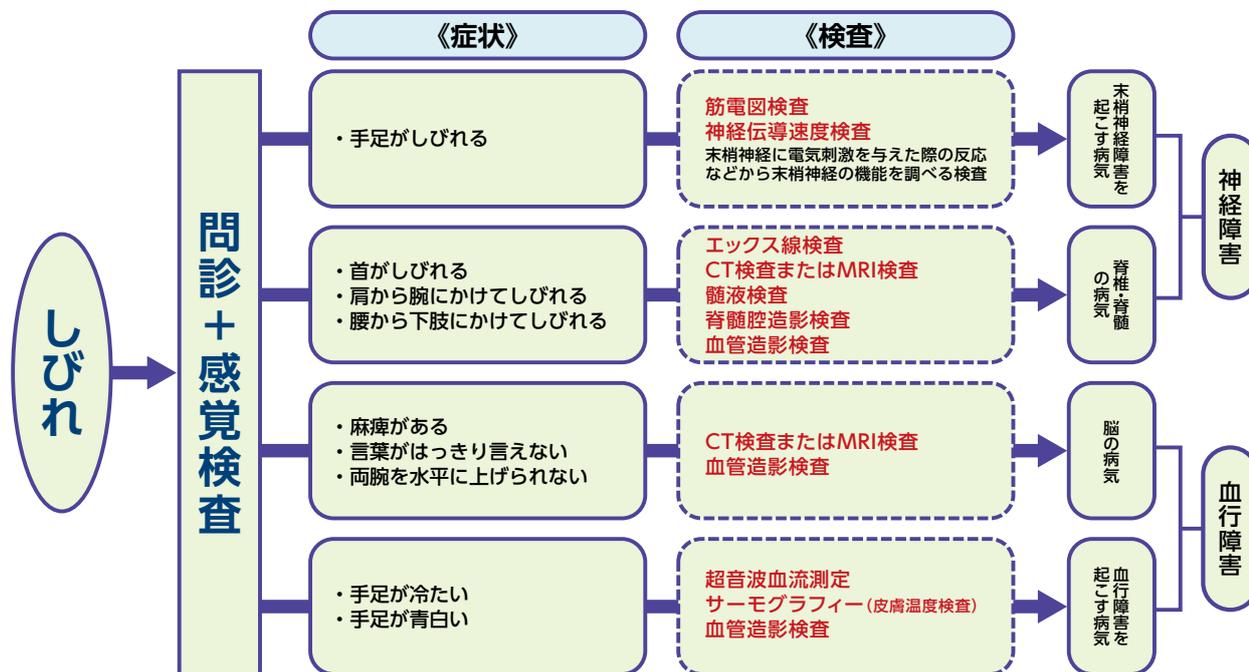
脳の病気が疑われる場合は、脳のCTまたはMRI検査、血管造影検査などが行われます。神経内科か脳神経外科を受診することになります。

血管の病気が疑われる場合には、超音波血流測定、サーモグラフィー検査、血管造影検査などが必要です。血管外科で診断されます。

6 病院を受診するときの注意

しびれは主観的な症状であるだけに、正しく医師に伝えないと、診断がつかなかったり、診断が遅れてしまう

図. しびれの検査と診断の進め方



ことがあります。できるだけ具体的に、正確に医師に症状を伝えるようにしましょう。

受診する前には、あらかじめ症状やその経過を整理しておくとういと思います。医師に向かっていざ話そうとしても、思ったことの半分も話せないことがあります。メモにまとめておいて順序立てて医師に説明すると、医師も理解しやすくなります。

受診のために整理しておきたいこと

- ①しびれのある部位、範囲と感じ方
どこがどのようにしびれるのか。
- ②しびれが始まった時期と状況
いつからしびれが始まったのか、何かキッカケはなかったか。
- ③しびれの経過
しびれが今までどのように変化しているのか。
- ④しびれが起きる状況
ある動作や姿勢によってしびれが起こることはないか。
- ⑤しびれ以外の症状
麻痺、感覚異常、冷感、痛み、皮膚蒼白^{ひふそうはく}など、しびれ以外に症状はないか。
- ⑥既往歴
高血圧、糖尿病、脂質異常症、膠原病などが原因で神経障害や血管異常を起こすことがあります。これまでにかかったことのある病気をまとめておく。

7 しびれの治療

しびれの原因を明らかにし、それぞれに応じた適切な治療を受けることが大切です。

糖尿病や尿毒症では、代謝異常によって末梢神経が障害されます。これらの疾患を根本的に治すことが先決です。ビタミンB1 欠乏などでは、適正な食事を行ってビタミンを補給することが大切です。ビタミンB1 欠乏は脚気を起こすとしてかつては恐れられていました。戦

後の食生活の改善でほとんど解決したとわかっていましたが、最近でも時に欠乏している人を見かけますので、注意が必要です。

手根管症候群、胸郭出口症候群、脊椎椎間板ヘルニア、脊髄腫瘍などは手術を行うことでしびれが劇的に改善されたりします。

これに対し、脳出血や脳梗塞の後遺症におけるしびれは、簡単には解消できません。リハビリを受けながら、焦らずにじっくりと治すことが望めます。

閉塞性動脈硬化症などの血管疾患は、動脈硬化症などが原因になります。このため、脂肪分の取り過ぎを控え、血管を拡張する薬や、血栓を予防する薬などを服用します。禁煙を絶対に行うべきです。

8 日常生活での注意

なお、日常生活で次のような注意をすると、しびれを改善できることがあります。

まずはからだを冷やし過ぎないようにしましょう。冬季の防寒対策、夏季にはクーラーで冷やし過ぎないことが勧められます。

食事では栄養のバランスに気をつけましょう。脂肪分の取り過ぎを控え、ビタミンも適切にとってください。また、適度の運動も大切です。

姿勢や動作にも気をつけたいものです。頸椎や腰椎に負担をかけないよう、中腰などの無理な姿勢をとらないようにしてください。

Economy



相続税の増税、間近に迫る

平成 27 年 1 月から相続税がいよいよ増税されます。相続税の対象となるのは一部の富裕層のみという印象をお持ちの方も多いと思いますが、これにより課税対象者は大幅に拡大されます。今回は相続税と、相続税に関係が深い贈与税について確認しておきましょう。

1 相続税とはどんな税金か

相続税は、死亡した人（被相続人といいます）の財産にかかる税金です。被相続人から相続等により財産を取得した相続人等が納税義務者となります。ただし相続税には基礎控除（非課税枠）が設けられており、被相続人の残した財産が基礎控除以内であれば、被相続人の財産を取得した相続人等も相続税の申告および納税は必要ありません。財産が基礎控除を超えていれば、原則として被相続人の死亡の日から 10 か月以内に相続税を申告・納税しなければなりません。

2 相続税改正の内容

平成 27 年 1 月 1 日以後開始の相続について、相続税制が変わります。主な変更点は、次の 2 点です。

(1) 基礎控除の引き下げ

相続税の基礎控除は、現行は「5000 万円 + 1000 万円 × 法定相続人の数」となっていますが、改正後は「3000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数」となり、現行の 6 割となります。

（基礎控除の額 単位：万円）

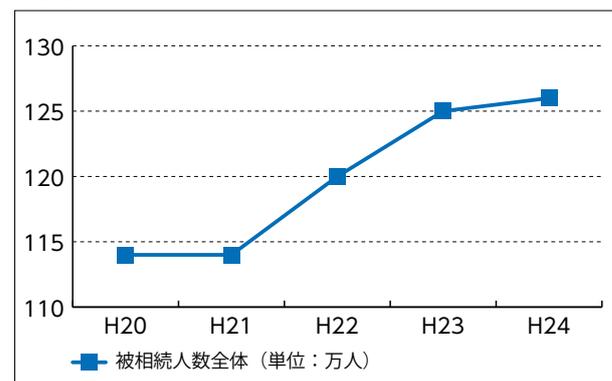
| 法定相続人の数 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 基礎控除（現行） | 6000 | 7000 | 8000 | 9000 | 1 億 |
| 基礎控除（改正後） | 3600 | 4200 | 4800 | 5400 | 6000 |

例えば、相続人が妻と子ども二人だった場合、現行ですと基礎控除は 8000 万円ですが、改正後は 4800 万円となります。

相続税の課税割合（被相続人数全体に対する相続税の課税対象となる被相続人数の割合）は、バブル期の昭和 62 年には 7.9%、平成 3 年には 6.8%でしたが、近年は 4.2%程度で推移しています。この改正により課税割合は 6%程度に上昇することが見込まれており、これまで相続税の課税対象でなかった人が、改正後は課税対象となる人が相当数出てきます。

なお、基礎控除が現行の「5000 万円 + 1000 万円 × 法定相続人の数」となったのは、平成 6 年のことであり、相続税が現在の課税方式になってから基礎控除が引き下げられるのは初めてのことです。

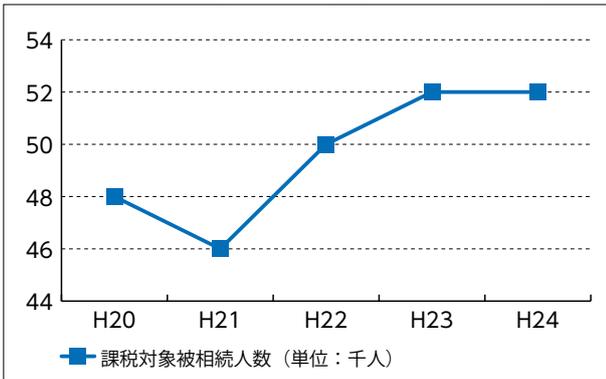
被相続人数全体



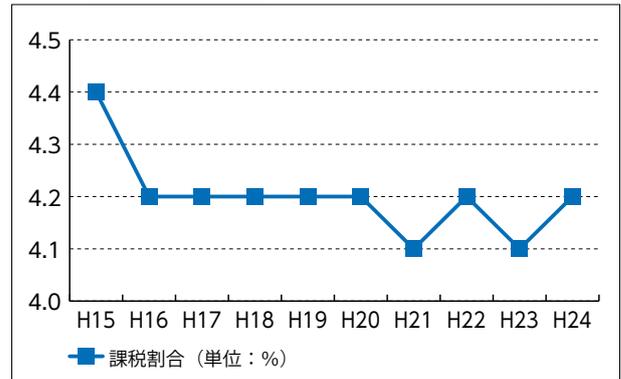


こやま あき ひろ
小山 明広

課税対象被相続人数



課税割合の推移



(2) 税率構造の改正

基礎控除の縮小とともに、税率構造も一部改正され、右の表のとおりとなります。最高税率が現行の50%から55%に引き上げられます。

(3) 税制改正の影響

これらの税制改正により、具体的にどの程度影響があるのか、相続人が配偶者と子どもの場合と相続人が子どもだけの場合に分けて見てみましょう。改正の影響の大きさが分かります。

| 各法定相続人の取得金額* | 現行 | 改正後 |
|-------------------|-----|-----|
| | 税率 | 税率 |
| ～ 1000万円以下 | 10% | 10% |
| 1000万円超～ 3000万円以下 | 15% | 15% |
| 3000万円超～ 5000万円以下 | 20% | 20% |
| 5000万円超～ 1億円以下 | 30% | 30% |
| 1億円超～ 2億円以下 | 40% | 40% |
| 2億円超～ 3億円以下 | | 45% |
| 3億円超～ 6億円以下 | 50% | 50% |
| 6億円超～ | | 55% |

*「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から基礎控除額を控除した金額）を法定相続人が法定相続分に応じて取得した場合の各人の取得金額をいいます。

相続人が配偶者と子どもの場合（相続人全員の合計額）

(単位：万円)

| 課税価格 | 子1人 | | | 子2人 | | |
|--------|--------|--------|------|--------|--------|------|
| | 現行 | 改正後 | 増税額 | 現行 | 改正後 | 増税額 |
| 5000万円 | 0 | 40 | 40 | 0 | 10 | 10 |
| 8000万円 | 50 | 235 | 185 | 0 | 175 | 175 |
| 1億円 | 175 | 385 | 210 | 100 | 315 | 215 |
| 2億円 | 1250 | 1670 | 420 | 950 | 1350 | 400 |
| 3億円 | 2900 | 3460 | 560 | 2300 | 2860 | 560 |
| 5億円 | 6900 | 7605 | 705 | 5850 | 6555 | 705 |
| 10億円 | 1億8550 | 1億9750 | 1200 | 1億6650 | 1億7810 | 1160 |
| 20億円 | 4億3550 | 4億6645 | 3095 | 4億950 | 4億3440 | 2490 |

※配偶者は、法定相続分を相続するものと仮定しています。

次ページへつづく

相続人が子どものみの場合（相続人全員の合計額）

（単位：万円）

| 課税価格 | 子1人 | | | 子2人 | | |
|--------|--------|--------|------|--------|--------|------|
| | 現行 | 改正後 | 増税額 | 現行 | 改正後 | 増税額 |
| 5000万円 | 0 | 160 | 160 | 0 | 80 | 80 |
| 8000万円 | 250 | 680 | 430 | 100 | 470 | 370 |
| 1億円 | 600 | 1220 | 620 | 350 | 770 | 420 |
| 2億円 | 3900 | 4860 | 960 | 2500 | 3340 | 840 |
| 3億円 | 7900 | 9180 | 1280 | 5800 | 6920 | 1120 |
| 5億円 | 1億7300 | 1億9000 | 1700 | 1億3800 | 1億5210 | 1410 |
| 10億円 | 4億2300 | 4億5820 | 3520 | 3億7100 | 3億9500 | 2400 |
| 20億円 | 9億2300 | 10億820 | 8520 | 8億7100 | 9億3290 | 6190 |

(4) その他の改正項目

平成27年からの相続税では、前記の増税項目だけでなく、減税項目もあります。

なかでも「小規模宅地等にかかる課税価格の特例」の拡充は相続税の計算上、大きな影響がありそうです。

「小規模宅地等にかかる課税価格の特例」とは、居住用または事業用に供されていた宅地等について、一定の要件の下で、宅地等のうち限度面積までの部分について、宅地等の価格から一定割合を減額するという特例です。

平成27年から居住用の宅地等にかかる限度面積が拡大（改正前240㎡→改正後330㎡）されるほか、居住用と事業用を選択する場合の適用面積が拡大されます。

このほかに、未成年者控除、障害者控除の控除額が平成27年より引き上げられます。

3 贈与税について

相続税が増税される一方、贈与税については、資産の現役世代への早期移転を促すべく、税率の軽減等の措置が取られています。贈与税の課税は、税務上、暦年課税（一般の贈与）と相続時精算課税に分かれており、平成27年からそれぞれ次のとおり改正されます。

(1) 暦年課税の改正

暦年課税の制度では、平成27年より税率構造が改正されるとともに、直系尊属からの贈与により財産を取得した受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります）については、「特例税率」が適用されます。それ以外の贈与と税率が2本立てになります。

| 基礎控除後の課税価格 | 現行 | 改正後 | |
|------------------|-----|------|------|
| | 税率 | 一般税率 | 特例税率 |
| ～200万円以下 | 10% | 10% | 10% |
| 200万円超～300万円以下 | 15% | 15% | 15% |
| 300万円超～400万円以下 | 20% | 20% | 20% |
| 400万円超～600万円以下 | 30% | 30% | 20% |
| 600万円超～1000万円以下 | 40% | 40% | 30% |
| 1000万円超～1500万円以下 | 50% | 45% | 40% |
| 1500万円超～3000万円以下 | | 50% | 45% |
| 3000万円超～4500万円以下 | | 55% | 50% |
| 4500万円超～ | | | 55% |

これにより贈与税の負担は、次のような違いが生じます。

| 受贈額 | 贈与税（単位：万円） | | |
|--------|------------|--------|--------|
| | 現行 | 一般税率 | 特例税率 |
| 300万円 | 19 | 19 | 19 |
| 500万円 | 53 | 53 | 48.5 |
| 1000万円 | 231 | 231 | 177 |
| 2000万円 | 720 | 695 | 585.5 |
| 3000万円 | 1220 | 1195 | 1035.5 |
| 5000万円 | 2220 | 2289.5 | 2049.5 |

(2) 相続時精算課税の改正

相続時精算課税制度とは、平成15年にできた制度で、一般の贈与の非課税金額が110万円であるのに対し、2500万円（暦年単位ではなく累積額）までは贈与を受けた時に贈与税がかからないのが大きな特徴です。この制度により、大きな金額の贈与がやりやすくなりました。ただしこの制度で贈与を受けた財産額については、贈与者が死亡した際の相続税の計算上、相続財産の価額に加算して相続税額を算出します。

相続時精算課税については、平成27年より次の点が改正されます。

① 贈与をする人

(現行) 贈与をした年の1月1日において65歳以上の者

(改正後) 贈与をした年の1月1日において60歳以上の者

② 贈与を受ける人

(現行) 贈与をした年の1月1日において20歳以上の者で贈与を受けた時において贈与者の推定相続人

(改正後) 贈与をした年の1月1日において20歳以上の者で贈与を受けた時において贈与者の推定相続人および孫

(3) その他贈与税の非課税制度について

① 教育資金贈与の非課税

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に個人（30歳未満の方に限ります）が、教育資金に充てるため、直系尊属（祖父母など）から贈与を受けた場合、1500万円まで贈与税が非課税になります。この制度を利用するためには、金融機関に教育資金口座を開設するなど、一定の手続きが必要です。

なお、個人が30歳に達した時に教育資金口座に残額がある場合（受贈金額を使い切らなかった場合）には、その残額に対して贈与税が課税されます。

この制度は開始から1年で教育資金口座の開設数が約6万7000件に達し、利用が活発なため、制度

の延長が検討されています。

② 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上である配偶者から、一定の要件を満たす自宅または自宅を取得するための金銭を贈与により取得した場合には、2000万円（基礎控除と合わせ2110万円）までは、贈与税がかかりません。

なお贈与を受けた人は、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住の用に供し、その後も引き続き居住の用に供する見込みであることが必要です。

この制度を利用する場合には、贈与税がかからない場合であっても、贈与税の申告書を提出する必要があります。

③ 住宅取得資金の非課税

平成26年中に直系尊属から住宅用家屋の新築、取得または増改築等に充てるための金銭の贈与を受けた場合、一定の要件を充たす時は、次の金額については、贈与税は非課税となります。

- ・当該住宅が省エネ等住宅に該当する場合…1000万円
- ・上記以外の場合…500万円

なおこの制度についても、贈与税がかからない場合であっても、贈与税の申告書を提出する必要があります。

また、この制度は平成26年12月31日までの制度となっていますが、延長や非課税枠の拡大が検討されています。

相続税の増税が控える中、贈与の活用を検討することも一案です。詳細については税理士などにご相談ください。